

令和4年2月2日

組合員・利用者の皆さまへ

津安芸農業協同組合
代表理事組合長 水谷 隆

不祥事件発生のお詫びについて

日頃より当JAをご利用いただき誠にありがとうございます。

このたび、誠に遺憾ながら当組合において、下記のとおり不祥事件が発覚いたしました。

組合員、利用者をはじめ、地域の皆さまならびに関係各位にご迷惑とご心配をお掛けすることとなり、心から深くお詫び申し上げます。

記

1. 不祥事の概要

当組合の支店職員が、建物更生共済の転換契約時に、契約者の内諾を受け、契約者ではなく配偶者に対して、重要事項説明、意向把握・確認を行い、代筆により契約を締結していました。

2. 関係機関への届出

事件発覚後、速やかに三重県、関係団体等へ届出をしております。

3. 懲戒処分

内部の規則に準拠し処分いたします。

4. 今後の対応

当JAは、これまでもコンプライアンス（法令遵守等）の充実・強化を、経営の最重要課題として認識し、態勢整備に努めてまいりましたが、今回の不祥事件の発生を役職員一同深く反省するとともに、内部管理態勢の一層の充実とコンプライアンス意識の更なる向上を図り、再発防止策の策定と確実な実践に取り組み、一日も早い信頼回復に全力を尽くす所存でございます。

以上

【本件に関するお問い合わせ窓口】

津安芸農業協同組合 リスク統括課

電話 059-229-3511

※土曜・日曜・祝日を除く

9:00~17:00